

国道4号の放置自転車を撤去します

国道4号 福島市渡利地内の自転車駐輪場は、通勤・通学のため多くの方に利用頂いておりますが、中には長期間使用されずに放置されている自転車もあり、駐輪場利用者の支障となっております。

国土交通省福島河川国道事務所では、駐輪場利用適正化のため、支障となる放置自転車の撤去を8月28日（金）に実施します。

■回収場所 国道4号（上） 渡利駐輪場（天神渡バス停隣）

■回収日時 平成27年8月28日（金）午後1時30分（予定）
（小雨決行、ただし大雨等天候の状況により予定変更あり）

■撤去までの流れ

1. 放置自転車に警告書を取り付け（実施済み）

平成27年7月28日（火）

歩道などに放置された自転車1台ごとに警告書を取り付けます。

（ゴミ、ホコリがたまっている等、明らかに長期間放置されている自転車が対象）

2. 放置自転車の回収

8月28日（金）に、引き続き警告書が取り付けられている自転車を放置自転車とみなし回収、福島国道維持出張所構内に保管します。

3. 放置自転車拾得の通知

回収後、拾得したことを所轄警察署に通知し、盗難届が出されていないか確認した上で、盗難届が出されていない自転車は、遺失物法に基づき3ヶ月保管した上で適法に処分します。

<記者発表先> 福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ

問 い 合 わ せ 先

●国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

道路管理課長 おやま ゆきのり 小山 行則

電話：024-546-4331（代表）

福島国道維持出張所長 やまもと ひでき 山本 秀樹

電話：024-546-0524（代表）

放置自転車撤去箇所



放置自転車の状況(平成26年度回収時撮影)

